

## 『地球温暖化対策報告書』ご提出事業者様

平素より、東京都の環境行政へのご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、このたびは、『地球温暖化対策報告書』のご提出をいただき、誠に有難うございます。

都及びクール・ネット東京は、皆さまのご協力の下、より一層の地球温暖化対策の推進に取り組んで参ります。次年度以降の『地球温暖化対策報告書』につきましても、引き続きのご提出を何卒、宜しく願い申し上げます。

下記は、『地球温暖化対策報告書』の取扱いに関する、補足のご説明です。お目通しいただきましたら幸いに存じます。(既に、内容をご存知の場合、繰り返しのご案内となりますこと、ご容赦ください。)

### 記

- ◆ 今年度初めてご報告の事業者様においては『事業者番号』・『事業所番号』が発番されます。  
下記「地球温暖化対策報告書制度 HP」の URL にて貴社事業者名を検索いただき、ご確認ください。  
なお、来年度以降ご提出の際には事業者/事業所番号を報告書に記載していただく必要があります。  
<https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/ondanka/ad135gcce/index.php>  
( \* WEB サイト等で「東京都 地球温暖化対策報告書 公表」と検索)
- ◆ 『事業者番号』につきましては、同一の事業者様においては、同一の『事業者番号』を継続してご使用いただいております。次年度の『地球温暖化対策報告書』においてご記入をする際は、本年度の『事業者番号』と同じ番号をご記入ください。(会社の合併等の場合は、別の取扱いが必要となる場合がありますので、ご相談ください。)
- ◆ 『事業所番号』につきましては、同一の事業所は、同一の『事業所番号』を継続してご使用いただいております。次年度の『地球温暖化対策報告書』において、本年度ご報告いただいた事業所のご記入をする際は、本年度の『事業所番号』と同じ番号をご記入ください。(ただし、当該事業所が移転した場合等は、原則として、新しい『事業所番号』を採番してご記入ください。)
- ◆ 都及びクール・ネット東京は、皆さまからご提出のあった『地球温暖化対策報告書』に基づき、主な内容を都のホームページ(上記 URL 参照)に掲載することにより、皆さまの地球温暖化対策の取組をPRして参ります。
- ◆ 都及びクール・ネット東京は、地球温暖化対策に関するセミナー等を開催し、皆さまのデータの集計結果をお伝えするとともに、取組が特に優れている事業所を紹介して参ります。

『地球温暖化対策報告書』ヘルプデスク(受付・お問合せ窓口)

0570-03-3517(直通)

※裏面に義務提出事業者様へのご案内を記載しています。  
義務提出事業者様は裏面もご確認ください。

## このページは、義務提出事業者様へのご案内です。

- ◆ 義務提出事業者様におかれましては、事業者様ご自身のホームページ等で、『地球温暖化対策報告書』を公表する義務がございます。詳しくは、以下のご案内をご覧ください。
- ◆ ご報告いただいた事業所への立入調査により、『地球温暖化対策報告書』の内容や地球温暖化対策の実施状況を確認させていただくことがあります。

### 義務提出事業者による「地球温暖化対策報告書」の公表義務について

都は、皆さまからご提出のあった「地球温暖化対策報告書」の内容を、条例第8条の24に基づき、都のホームページ(以下「HP」⇒[「地球温暖化対策報告書制度」公表ページ](#))にて公表しています。なお、義務提出事業者の皆様は、都による公表に加えて、事業者自らが「地球温暖化対策報告書」の内容を遅滞なく公表することが義務付けられていますので、以下を参考に、公表をお願い致します。

<義務提出事業者自らによる公表の内容・方法について>

#### 1 公表しなければならない内容

以下の(1)(2)の全ての項目を公表することが必要です。

(1)事業者に関して記載する事項(地球温暖化対策報告書その1の内容)

- ・報告書を提出する事業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- ・取組方針
- ・組織体制の整備の状況

(2) 個々の事業所等に関して記載する事項(地球温暖化対策報告書その2の内容)

- ・事業所等の名称
- ・事業所等の所在地
- ・事業所等の延床面積
- ・燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の量
- ・水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水に伴って排出される二酸化炭素の量
- ・地球温暖化の対策の実施状況

#### 2 公表方法

原則として、下記の方法により、自社HPで公表して下さい。

- ◆方法:「地球温暖化対策報告書」のデータを、自社HPに掲載  
(PDF ファイル、EXCEL ファイル等、データのファイル形式は問いません。)

#### 3 公表期間

- ◆公表開始時期:提出した「地球温暖化対策報告書」の確認・修正が完了次第、速やかに実施  
(目安:確認・修正が完了してから、1ヵ月以内)
- ◆公表終了時期:「地球温暖化対策報告書」の提出年度の翌年度から起算して、3ヶ年度目の末日まで  
(例:2023年8月31日に提出した「地球温暖化対策報告書」⇒2027年3月31日まで公表)